

平成 28 年 8 月 1 日

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第 47 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取り扱い」に対する意見

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター

貴委員会から平成 28 年 6 月 2 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 47 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取り扱い」(以下「本公開草案」という。)に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

質問1

リスク分担型企業年金の会計上の退職給付制度の分類、分類の再判定及び会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意する。

質問2

退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当するという提案に同意しますか(退職給付制度の終了として、移行の時点で規約に定める各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上するため、当該特別掛金相当額の総額が移行前の退職給付に係る負債を上回る場合は、移行時に当該超過分に係る損失が生じることとなります。)。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意する。

質問3

退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【コメント】

提案されている注記事項について開示することには同意する。

ただし、リスク分担型企業年金制度への移行時の規約に定められた特別掛金相当額を未払金

等として計上する場合に、当該特別掛金相当額に関する開示の取扱いを明確に示すべきと考える。

【理由】

本公開草案第 10 項では、確定給付型からリスク分担型企業年金への退職給付制度間の移行時において、移行の時点で規約に定める掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上することとされているが、未払金等として計上された特別掛金相当額については、特に開示上の取扱いが示されていない。

退職給付制度の運用状況によって特別掛金相当額の金額が重要となる場合が考えられることから、未払金等として計上した特別掛金相当額について、その残高や支払状況等を明らかにすることは、財務諸表利用者が企業の財政状態や将来のキャッシュ・フローの状況を理解するために有用と考えられる。このため、未払金等として計上されている特別掛金相当額についても、開示の取扱いを明確に示すべきと考える。

質問4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

以下、本公開草案に関するその他の意見を申し上げます。

1. 退職給付制度の分類の際の「拠出義務」の表現に関して

【コメント】

確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の要件として「企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていない」とされているが、リスク分担型企業年金制度外で企業が従業員に対して実質的な補填を行う場合等も考慮し、追加的な拠出義務はリスク分担型企業年金制度内での拠出に限定されないことが明確になるよう、表現を見直す、もしくは結論の背景に明示する必要があると考える。

【理由】

本公開草案第 3 項では、退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金として「企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていない」ことが要件とされている。この要件の中で「拠出義務」の表現については、リスク分担型企業年金制度の中で企業が行う拠出に限定して解釈される可能性があり、表現として適切でないと考えられる。例えば、リスク分担型企業年金制度において、財政状態に応じて給付額が減少した場合に、リスク分担型企業年金制度外の一時金を追加支給することでリスク分担型企業年金制度の給付額の減少分を補填するなど、リスク分担型企業年金制度の拠出義務の範囲外で企業が追加負担を行う場合、本公開草案第 3 項の「その他の拠出義務を実質的に負っていない」状態には該当しないと考えられるが、「拠出義務」とした場合にはリスク分担型企業年金制度内の拠出に限定した解釈が行われる余地があると考えられる。そのため、リスク分担型企業年金制度外での企業の負担が生じる場合も想定し、表現を見直す、もしくは結論の背景において、リスク分担型企業年金制度外での負担も判定に当たって考慮される旨を明示することが必要と考

える。

2. 確定拠出制度とされたリスク分担型企業年金が、規約の改定により確定給付制度に分類されることとなった場合の会計処理について

【コメント】

確定拠出制度に分類されたリスク分担型企業年金が、新たな労使合意に基づく規約の改定にともない確定給付制度に分類されることとなった場合の会計処理を定める必要があると考える。

【理由】

本公開草案第 5 項では、「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金は、制度の導入後、新たな労使合意に基づく規約の改定の都度、本実務対応報告第 3 項及び第 4 項に従い、会計上の退職給付制度の分類を再判定する。」とされており、規約の改定によって確定拠出制度に分類されたリスク分担型企業年金が、再度確定給付制度に変更される可能性があることを前提としているものと考えられる。

一方、確定拠出制度から確定給付制度への移行に関する会計処理については、現行のわが国の会計基準では定められていない、本実務対応報告で会計処理を定める必要があると考える。

3. 特例掛金の考え方

【コメント】

企業が確定給付企業年金法施行規則第 64 条の規定に基づき拠出される掛金（特例掛金）を拠出する場合の「追加的な拠出義務」の考え方を明示すべきであると考ええる。

【理由】

本公開草案第 17 項において、確定給付企業年金法施行規則第 64 条の規定に基づく掛金（特例掛金）を実際に拠出する場合は稀と想定されている。しかし、例えば小規模企業などで、従来退職一時金制度のみを採用していた企業が、退職一時金制度からリスク分担型企業年金制度に移行した場合に、一時的に積立金の額が不足する場合は一定程度起こりうると考えられ、こうした場合には特例掛金が拠出されるケースも予想されることから、このような場合の「追加的な拠出義務」の考え方についても明示すべきと考ええる。

以 上

連絡先：有限責任監査法人トーマツ テクニカルセンター

和田夢斗

永江孝幸

03-6213-1070